

長久手市付属機関等委員の公募基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長久手市付属機関等の設置等に関する要綱（平成15年4月1日施行）第5条第2項に規定する付属機関等の委員（以下「委員」という。）の公募について必要な事項を定めるものとする。

(公募制の対象となる付属機関等)

第2条 委員の公募制の導入の対象とする付属機関等は、委員の構成として、市民又は市民代表(団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。)と定められており、かつ、広く一般市民から意見を聞く必要があると認められるものとする。

2 公募により選任する委員の割合は、付属機関等の委員の数の30パーセント以内とする。

(応募資格)

第3条 委員の応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員就任時（再任時含む。）において18歳以上75歳未満の者
- (2) 市内に住む者、市内で働く若しくは学ぶ者又は市内で事業若しくは活動を行う者
- (3) 本市の付属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市市議会議員及び本市職員でない者
- (5) 委員の任期が就任時において通算して10年を超えない者

(公募方法)

第4条 公募は、次の各号に掲げる事項を広報紙、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

- (1) 付属機関等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 任期
- (3) 応募資格
- (4) 募集人数
- (5) 応募方法
- (6) 小論文のテーマ

- (7) 応募期間
 - (8) 選考方法及び選考結果の通知方法
 - (9) 問い合わせ先
- (申込方法)

第5条 申し込み方法は、次に掲げる事項を記入したもの（以下「申込書」という。）に小論文を添付して提出するものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 勤務先又は学校名
- (4) 履歴
- (5) 申込理由

(選考の方法等)

第6条 委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考により行う。

2 書類選考は、公募に係る附属機関等を主管する課等（以下「主管課」という。）に設置する選考委員会をもって行うものとする。

3 選考の結果については、応募者全員に通知するものとする。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募をすることができる。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき
- (2) 申込者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）
- (3) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき
- (4) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき、又は公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）

(公募に関する事務の主管)

第8条 この基準に規定する公募に関する事務は、主管課が行うものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。